

調達説明書【一般競争入札用】

公告日 令和8年8月5日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分理解した上で、参加してください。

1 案件名及び内容

- (1) 案件名 令和8年度第6号 三重県防災行政無線設備保守点検業務委託
- (2) 内容（仕様） 仕様書のとおり

2 履行期間及び履行場所

- (1) 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (2) 履行場所 三重県津市広明町13番地ほか169箇所

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県内にある本店又は支店等であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 書面による入札参加

当該入札は所定の様式（入札書（物件関係用））による書面で行うものとします。

5 質疑の提出

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、以下のとおり行うものとします。

(1) 提出期限

令和8年8月13日（木）12時まで

(2) 提出方法

提出期限まで（必着）に18事務担当所属あて書面（FAX可。送信後に受信確認を行ってください。）で提出してください。

(3) 回答

令和8年8月14日(金)17時までに「三重県防災対策部HP」で回答します。

※質疑提出の有無に関わらず、入札書提出前に必ず質疑の回答状況を確認してください。

6 同等品申請の提出

「対象外」

7 入札参加者に求められる義務

三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める競争入札参加資格確認申請をしてください。

(1) 提出期限

令和8年8月17日(月)12時まで

(2) 提出方法

入札参加者は、提出期限まで(必着)に18事務担当所属あて「競争入札参加資格確認申請書」を郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

(3) 結果通知

令和8年8月20日(木)17時までに通知書を発送します。

8 内訳書要否

要 ・ ☒ 不要

※要の場合は、入札書提出時に内訳書を添付してください。

9 入札書の提出

入札書は、持参により以下のとおり提出してください。

(1) 入札書提出日時

第1回 令和8年8月24日(月)11時

(2) 入札書提出場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁1階応接室A

10 開札日時

第1回 令和8年8月24日(月)11時05分

(再度入札を行う場合)

第1回開札に引き続いて行いますので、入札書様式・封筒をご用意ください。

11 落札候補者に求められる義務

(1) 提出書類

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(個人の場合は納税証明書(その3の2)、法人の場合は納税証明書(その3の3)も可)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

※提出書類等について、説明を求める場合があります。

(2) 提出期限

令和8年8月27日(木)17時まで

※再度入札を行った場合は別途期限を定めます。

(3) 提出先

18 事務担当所属

(4) 落札決定

落札資格の確認を行った後、落札決定を行います。

落札決定後の辞退は、落札停止要綱の対象となります。

12 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札方法及び入札保証金

(1) 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税事業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。

(2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

(4) 入札等にかかる費用は入札者の負担とします。

14 入札の無効

規則第71条の各号のいずれかに該当する者の入札書は無効とし、次のいずれかに該当する入札書は無効として取り扱います。

(1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)

(3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

(4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(5) 入札書の記載事項が確認できないとき。

(6) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。

(7) 落札候補者の落札資格の確認ができないとき。

(8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

(9) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。

(10) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

15 落札候補者の決定

- (1) 落札候補者は、原則予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者から決定します。入札額同額による落札候補者が2者以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約のための見積（以下「不落随契」という。）を行う場合があります。
- (3) 再度入札又は不落随契については、入札書の提出を行ってください。また、不落随契は、本調達説明書に基づいて行います。
なお、入札が無効となった入札参加者は、2回目以降の再度入札に参加することはできません。

16 契約方法及び契約保証金

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。
- (3) 契約は、18事務担当所属で行います。
- (4) 契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。
- (5) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (6) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (7) 監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (8) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。

17 その他

- (1) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、5により質疑を行ってください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (3) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 18事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求める場合があります。

- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
- (6) 契約の相手方となった場合には、個人情報の保護に関し三重県が定める事項を遵守しなければなりません。
- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (8) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ 事務担当所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (9) 契約締結権者は、受注者が(8)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (10) 契約締結権者は、規則第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (11) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (12) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。
- (13) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

規則は以下の URL から参照してください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

18 問い合わせ先

事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
防災対策部災害対策推進課情報通信班内
三重県防災行政無線運営協議会 担当：奥川
電話 059-224-2157 F A X 059-224-2199